

2 登下校時刻について

◎始業時刻

- ・ 中学部は 8 : 4 0、高校部は 8 : 5 0 を始業時刻とする。
- ・ 中学部は 8 : 4 0、高校生は 8 : 5 0 までに登校できなかった者は、遅刻となる。

◎総合学習・朝の学習

- ・ 中学部は 8 : 4 0 までに登校して、8 : 4 0 から 8 : 5 0 まで「総合学習」の時間とし、8 : 5 0 より「SHR」とする。
- ・ 高校部は 8 : 4 0 までに登校して、8 : 4 0 から 8 : 5 0 まで「朝の学習」の時間とし、8 : 5 0 より「SHR」とする。

◎遅刻届・入室許可証

- ・ 始業時刻に遅刻した者は、職員室で遅刻届の手続きをして、入室許可証を学級担任または教科担任に手渡すこと。
- ・ 授業開始時刻に遅刻した者は、職員室で遅刻届の手続きをして、入室許可証を教科担任に手渡すこと。

◎下校時刻

- ・ 下校時刻は 1 7 : 0 0（土曜日は 1 4 : 0 0）とする。
- ・ 放課後「自学道場」参加者は 1 9 : 0 0（土曜日は 1 7 : 0 0）まで学習することができる。
- ・ 部活動は 1 8 : 3 0（土曜日は 1 7 : 0 0）までとする。